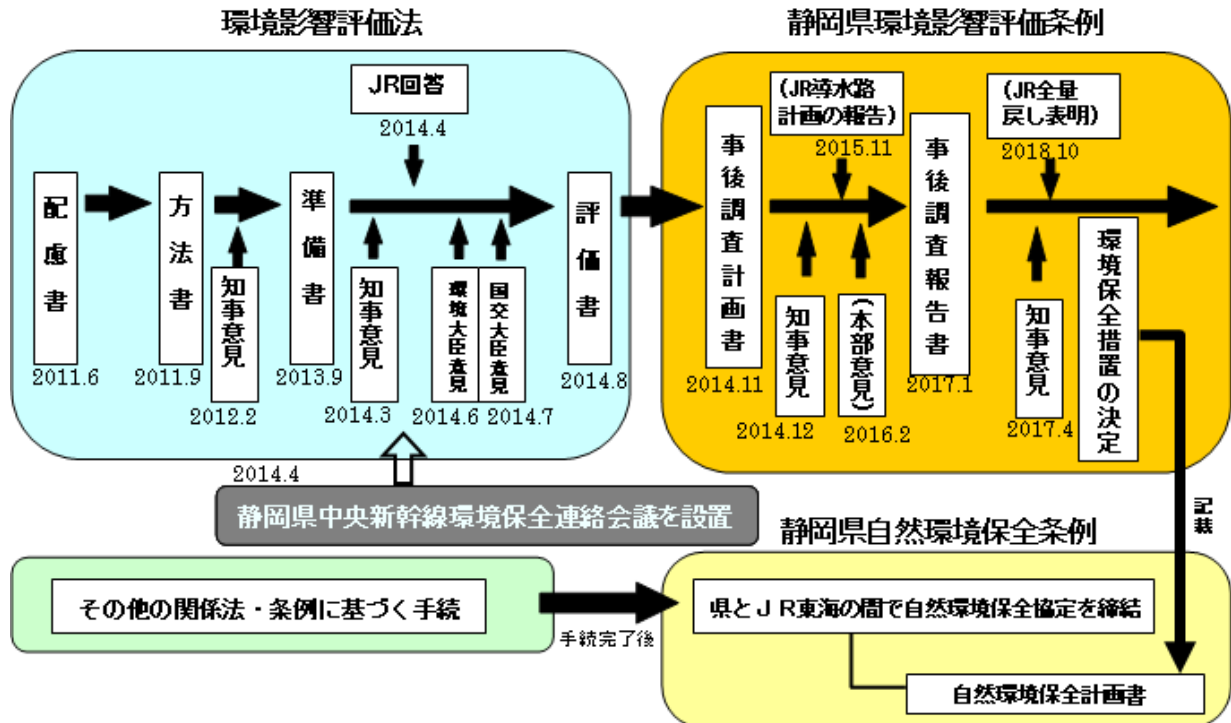


(参考資料3)

環境影響評価法及び静岡県環境影響評価条例等に基づく手続きの流れ

静岡県では、環境影響評価法及び静岡県環境影響評価条例に基づく一連の手続きの中で、JR東海と対話を進めている。



準備書（2019.9）に関する知事意見とJRの回答

【知事意見（抜粋）】（2014年3月）

- トンネルにおいて本県境界内に発生した湧水は、工事中及び供用後において、水質及び水温等に問題が無いことを確認した上で、**全て現位置付近へ戻すこと。**
- 本事業は、期間が10年以上に及ぶことや、これまでにない大規模な土地改変を伴うことから、自然環境や生活環境に様々な影響が生じるおそれがある。このため、工事及びトンネル等構造物の存在が、自然環境や生活環境、水環境に及ぼす影響を正確に把握するとともに、事業者による環境保全措置の詳細な内容とその効果を検証して必要がある。そこで、**県は、専門家や地域代表者等で構成する新たな環境監視体制を整備し、詳細に確認していくこととした。事業者は、この環境監視体制に参画し、当該体制に対し工事現場等の公開や立入を認めるとともに、調査結果等を説明することを求める。**

【JR東海回答（抜粋）】（2014年4月）

- **県が整備する環境監視体制に関しては、現場調査のご要望があれば安全面などの面で現場管理上支障がないよう調整させていただいたうえでお受けし、調査結果については必要に応じてご説明させていただくなどして、ご協力いたします。**

⇒県は、環境監視体制として、「静岡県中央新幹線環境保全連絡会議（以下「環境保全連絡会議」という。）を設置（2014年4月）。

## 事後調査報告書（2017.1）に関する知事意見とJRの回答

### 【知事意見（抜粋）】（2017年4月）

- トンネル湧水を、溶存成分等の水質や水温に問題がないことを確認した上で、**全量を恒久的かつ確実に大井川に戻すこと**を早期に表明すること。
- 導水路トンネル出口から上流域の流量回復措置を講じること。
- 「**施工計画**」、「**環境保全計画**」及び「**発生土置き場管理計画**」については、具体的な段階でこれまで実施した環境影響評価の内容と照査し、必要な項目を選定した上で**適切な調査を実施すること**。あわせて、計画の内容について**関係者（県、静岡市）と協議すること**。

### 【JR東海回答（抜粋）】（2017年4月）

- 工事に先立って、既の実施した環境調査の結果を踏まえ、「**施工計画**」、「**環境保全計画**」及び「**発生土置き場管理計画**」の内容を検討します。それらの結果は、工事説明会でご説明し、当社ホームページで公表するほか、静岡県と打合せのうえ、**静岡県中央新幹線環境保全連絡会議などの場でご説明させていただく**予定です。

※**JR東海がトンネル湧水の全量を**大井川に流すことを表明（2018年10月）  
法及び条例に基づく環境影響評価の手続きの一環として、**環境保全連絡会議に専門部会**（「生物多様性」及び「地質構造・水資源」）を設置し、**科学的根拠に基づく南アルプスの自然環境と大井川の水資源の保全策について**検討を開始。

## 自然環境保全協定に必要となる『環境保全計画』に関するJRの回答

### 【評価書(2014.8)に対する国土交通大臣意見へのJR東海の見解（抜粋）】（2014年8月）

- 環境保全を実施していくにあたっての対応方針等を含めた、検討の結果について公表する。

### 【事後調査報告書(2017.1)に対する知事意見へのJR東海の見解（抜粋）】（2017年4月）

- 工事の着手に先立って、「**施行計画**」、「**環境保全の計画**」及び「**発生土置き場管理計画**」の**具体的内容は、静岡県中央新幹線環境保全連絡会議などの場で説明**する。

⇒現在、**県がJR東海と中央新幹線環境保全連絡会議の専門部会で行っている対話は、この「環境保全計画」に記載するための具体的な環境保全措置**を検討、検証するためのものであり、**専門部会で検証された「環境保全計画」は、自然環境保全条例に基づく自然環境保全協定の締結にあたり提出される「自然環境保全計画」に反映されること**になる。